5　前項に規定する特定ソフトウエアとは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含む。）をいう。

6　法第四十五条の二第三項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る同項の協議の場における協議に基づく病床の機能区分（医療法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分をいう。第二号において同じ。）に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を法第四十五条の二第三項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされたものとする。

一　医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（次号において「既存病院用建物等」という。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。

二　その改修（法第四十五条の二第三項に規定する改修をいう。）により既存病院用建物等において病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工事により取得又は建設をされるものであること。

第二十九条の五の見出しを「（特定都市再生建築物の割増償却）」に改め、同条第一項中「第四十七条の二第三項第一号に」を「第四十七条の二第三項に」に改め、同項第一号中「第四十七条の二第三項第一号イ」を「第四十七条の二第三項第一号」に改め、同条第二項中「第四十七条の二第三項第一号」を「第四十七条の二第三項」に、「同号」を「同項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「又は構築物」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十条第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この号及び第十六号において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十条第三項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六　平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十二条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十二条の二第十三項中「全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人」を「合併親法人」に、「法人。」を「合併親法人。」に改め、同条第十五項中「全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人」を「分割承継親法人」に改める。

第三十二条の三を削る。

第三十三条の二第一項、第三項第八号及び第四項中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第五項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第二号中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第十五項第五号中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第十九項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「百分の五」を「百分の六」に改める。

第三十三条の七の見出し中「中小企業」を「中小企業者等」に改める。

第三十四条第四項中「法人が」を「法人の」に、「）のうち」を「）で」に、「最後の事業年度又は当該事業年度開始の日の」を「事業年度又は当該」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の連結事業年度」を「連結事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「事業年度開始の日の前日までの」を「前日までの」に、「当該期間内の日を含む」を「その」に、「連結事業年度（」を「期間内の日を含む連結事業年度（」に、「につき法第五十八条第一項の規定（法第六十八条の六十一第一項の規定を含む。）の適用を受けなかつた」を「がある」に改め、同項第二号中「不適用事業年度等の」の下に「この項及び次項の規定を適用しないで計算した場合における」を加え、同条第五項中「（以下この項において「合併事業年度」という。）」を削り、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「当該採掘所得金額から当該未処理採掘損失金額に相当する金額（前項に規定する不適用事業年度等がある場合において、同項第一号に掲げる合計額に当該未処理採掘損失金額に相当する金額を加算した金額が同項第二号に掲げる合計額を超えるときは、その超える部分の金額）を控除した」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「被合併法人の」を「場合の」に改め、同項第一号中「被合併法人以外の被合併法人」を「場合以外の場合」に、「被合併法人が」を「被合併法人の」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の事業年度」を「事業年度」に、「最後の連結事業年度」を「連結事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「当該期間内の日を含む」を「その」に、「連結事業年度（」を「期間内の日を含む連結事業年度（」に、「につき法第五十八条第一項の規定（法第六十八条の六十一第一項の規定を含む。）の適用を受けなかつた」を「がある」に、「第三十九条の八十八第三項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同項第二号中「連結親法人又は連結子法人に該当する被合併法人（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に係る連結子法人に限る。）」を「被合併法人の適格合併の日の前日が連結事業年度終了の日である場合」に、「被合併法人が」を「被合併法人の」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の連結事業年度」を「連結事業年度」に、「最後の事業年度」を「事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「につき法第六十八条の六十一第一項の規定（法第五十八条第一項の規定を含む。）の適用を受けなかつた」を「がある」に改め、同条第七項中「合併法人」を「適格合併に係る合併法人」に、「合併事業年度において法第五十八条第一項の規定」を「事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。以下この項において「合併事業年度等」という。）において法第五十八条第一項の規定（当該合併事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の六十一第一項の規定）」に改め、「（当該法人が第三十九条の八十八第四項に規定する合併連結事業年度（以下この項において「合併連結事業年度」という。）については、法第六十八条の六十一第一項の規定の適用を受けなかつた場合（以下この項において「合併連結事業年度不適用の場合」という。）を含む。）」を削り、「合併事業年度（合併連結事業年度不適用の場合には、当該合併連結事業年度）」を「合併事業年度等」に、「その」を「当該」に改め、「限る」の下に「。以下この項において「調整対象事業年度」という。」を、「ついては」の下に「、当該合併事業年度等の開始の日から当該調整対象事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当